

平成30年度から第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料が変わります

介護保険は3年ごとに事業計画の見直しを行っており、平成30年度から介護保険料を改定します。

介護が必要な高齢者の増加などに伴い介護サービス費用の増加等が見込まれることから、保険料基準年額が引き上げになります。

介護保険料は、介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくための大切な財源となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

〈改定による変更点〉

- ・保険料基準（第5段階）年額が65,400円となり、各所得段階ごとの保険料額が変わります。
- ・国が定める基準所得金額の変更等に伴って、第7段階から第11段階の合計所得金額が変わります。

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料（平成30～32年度）は次のとおりです。

所得段階	対象者	保険料年額	
第1段階	生活保護受給者	26,160円 ※1	
	世帯全員が町民税非課税で、 老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人		
第2段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超えて120万円以下の人	40,872円	
第3段階	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	49,056円	
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、 本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	53,952円	
第5段階 (基準額)		本人は非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	65,400円
第6段階	本人が町民税課税で、 合計所得金額が120万円未満の人	73,572円	
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	85,020円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	101,376円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	107,916円
第10段階		合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	117,720円
第11段階		合計所得金額が800万円以上の人	134,076円

※1 第1段階の年額保険料は、本来29,436円ですが、負担軽減措置により国・県・町の公費を充てることにより軽減されています。

【問い合わせ先】 町民保険課 TEL 366・7115

まちの家計簿

わたしの暮らしに
1年間でいくら使われるの？

町民1人に使われる町のお金 **42万5,845円**

(平成30年3月1日現在の人口15,043人で算出)

① 民生費に130,458円



子育て支援、障がいのある方や高齢者への福祉などに使う予算

② 土木費に66,181円



道路や水路などの整備や維持のために使う予算

③ 教育費に65,669円



幼稚園や小・中学校、社会教育などに使う予算

④ 総務費に60,097円



全般的な行財政運営管理事務や町の共通経費などに使う予算

⑤ 消防費に33,364円



皆さんの生命と財産を守るため、消防団員の活動や消防、防災・減災対策などに使う予算

⑥ 衛生費に31,700円



保健衛生やごみ対策などに使う予算

⑦ 諸支出金に20,844円



水道事業会計への補助や特定目的のための基金への積立てなどに使う予算

⑧ 農林水産業費に7,008円



農業の振興や緑化、漁港の管理などに使う予算

⑨ 議会費に6,399円



議会の運営などに使う予算

⑩ その他に4,125円

公共施設などの建設のために借り入れた町債（借金）の返済や商工業の振興などに使う予算

災害時や地域の情報などを聞くことができる防災行政無線個別受信機を無償貸与しています。詳しくは企画情報課までお問い合わせください。